本号で公布された法令のあらまし

◇自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（法律第五十二号）（法務省）

第１　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正（危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化及び追加）

１　次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期拘禁刑に処するものとする。（第二条関係）

⑴　アルコール影響正常運転困難状態（身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいう。）で自動車を走行させる行為

⑵　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度以上の高速度その他道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に準ずるものに限る。）で自動車を運転する行為

イ　最高速度（道路交通法第二十二条第一項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度）が六十キロメートル毎時以下である場合　最高速度を五十キロメートル毎時超える速度

ロ　最高速度が六十キロメートル毎時を超える場合　最高速度を六十キロメートル毎時超える速度

⑶　殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為

２　アルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、アルコール影響正常運転困難状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は十五年以下の拘禁刑に処するものとする。（第三条関係）

第２　道路交通法の一部改正（酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化）

第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）にあったものは、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処するものとする。（第百十七条の二関係）

第３　その他

その他所要の規定の整備を行う。

第４　附則

１　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

２　この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

◇経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書（条約第三号）（外務省）

この議定書は、我が国とインドネシア共和国との間の物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスを改善し、並びに自然人の移動、電子商取引、知的財産等の幅広い分野においてルールを一層整備するものであり、その概要は、次のとおりである。

１　この議定書の附属書Ａに掲げる目次が協定の目次に代わることを定める。（第一条関係）

２　協定第一章（総則）の改正

⑴　協定第二条１を改め、協定の一般的定義に「議定書」及び「貿易関連知的所有権協定」の定義を追加する。（第二条関係）

⑵　協定第十一条を改め、一般的例外として認められる措置には環境に関する措置が含まれること等を定めるとともに、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置として中枢的な公共基盤の防護のためにとる措置を追加すること等を定める。（第三条関係）

３　協定第二章（物品の貿易）の改正

協定第二十六条⑹を改め、物品の貿易に関する小委員会が、その任務として、協定第二章の規定に関連する問題（統一システムの改正を反映するために各締約国の関税率表を更新する措置を含む。）について討議すること等を定める。（第四条関係）

４　協定第七章（自然人の移動）の改正

協定第九十五条を改め、各締約国は、入国及び一時的な滞在等に関し、自国の法令に従い、要件を簡素化し、並びに手続を円滑化し、及び迅速化するよう努めること等を定める。（第五条関係）

５　協定第七章のＡ（電子商取引）の組込み

協定第七章の次に協定第七章のＡを加えることを定める。同章の規定の概要は、次のとおりである。（第六条関係）

⑴　同章の規定の適用範囲について定める。

⑵　同章における「コンピュータ関連設備」、「個人情報」等を定義している。

⑶　各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる行為から当該消費者を保護することを定める国内法令を採用し、又は維持すること等を定める。

⑷　各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法令を採用し、又は維持すること等を定める。

⑸　締約国は、電子商取引に関連する適用可能な国際条約及び国際的なモデル法を考慮して、電子的な取引を規律する法的枠組みを採用し、又は維持することを定める。

⑹　いずれの締約国も、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならないこと等を定める。

⑺　いずれの締約国も、自国の区域内において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該区域内においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないこと等を定める。

⑻　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の区域内における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならないこと等を定める。

⑼　電子商取引に関する協力について、中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援すること等を定める。

６　協定第九章（知的財産）の改正

⑴　協定第百六条３を改め、各締約国が自国の必要な手続に従い加入するよう努める国際協定に、千九百九十九年七月二日の意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を追加する。（第七条関係）

⑵　協定第百十二条を改め、各締約国は、特許出願が自国の国語に翻訳される場合には、特許出願人等が、当該特許出願の翻訳文における誤りを訂正する機会を確保することを定める。（第八条関係）

⑶　協定第百十三条を改め、各締約国は、意匠登録出願人が、意匠に関する行政当局に対し当該意匠登録出願人が指定する期間中に当該意匠を公開しないよう請求することができること等を定める。（第九条関係）

⑷　協定第百十四条の次に協定第百十四条のＡを加え、各締約国が自国の法令に従って地理的表示を保護するために十分かつ効果的な手段を確保すること等を定める。（第十条関係）

⑸　協定第百十七条を改め、不正競争行為について、他の者の商品又はサービスについての特定の表示と同一のドメイン名を不正に使用する行為等を禁止すること等を定める。（第十一条関係）

⑹　協定第百十九条を改め、国境措置に関し、不正商標商品又は著作権侵害物品の自由な流通への解放の停止の申立ての二回以上の輸送への適用、不正商標商品若しくは著作権侵害物品の疑いのある物品の留置又は当該物品の解放の停止における通知、職権による当該物品の解放の停止、権利者による税関当局への情報提供等について定める。（第十二条関係）